(二)　認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当

認定都道府県等は、認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の1の(一)の目的及び1の(四)の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てることとした。(第二三二条関係)

(三)　手数料の徴収

免許状の再交付を申請する者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国等に納付しなければならないこととした。(第二三三条関係)

(四)　審査費用の徴収

(1)　カジノ事業の免許等の処分に係る申請をする者は、その審査に要する費用を国に納付しなければならないこととした。(第二三四条第一項関係)

(2)　(1)に規定する者は、カジノ管理委員会が算定して通知する(1)の費用の概算額を、国に納付しなければならないこととした。(第二三四条第二項関係)

(3)　(1)の審査に際し、(2)の概算額の算定の基礎となった調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となった場合には、(1)に規定する者は、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、国に納付しなければならないこととした。(第二三四条第三項関係)

(五)　外国執行当局への情報提供

カジノ管理委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することができることとした。(第二三五条関係)

13　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。(第二三六条～第二五一条関係)

14　施行期日等

(一)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。(附則第一条関係)

(二)　所要の経過措置等を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)

(三)　政府は、施行後最初にされる2の(五)の(8)の区域整備計画の認定の日から起算して五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。ただし、2の(五)の(8)のホに規定する認定区域整備計画の数については、当該認定の日から起算して七年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。(附則第四条関係)

(四)　関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第五条～第一六条関係)

◇平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（法律第八一号）(内閣府本府)

1　差押えの禁止等

(一)　平成三〇年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。(第一項関係)

(二)　平成三〇年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。(第二項関係)

2　この法律において「平成三十年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすることとした。(第三項関係)

(一)　平成三〇年六月一八日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害

(二)　平成三〇年七月豪雨による災害

3　施行期日等

(一)　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成三〇年特定災害関連義援金についても適用するものとすることとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。(附則第二項関係)

(二)　この法律は、公布の日から施行するものとすることとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一一号）(外務省)

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)

2　この政令は、平成三〇年八月一日から施行することとした。

◇財務省組織令の一部を改正する政令（政令第二二号）(財務省)

1　大臣官房の政策評価審議官一人を廃止し、政策立案総括審議官一人を設置することとした。(第一条関係)

2　地震再保険に関し大臣官房が所掌する事務について、その円滑な遂行を図るため、大臣官房内の各課における分担を変更することとした。(第一九条及び第二〇条関係)

3　主税局に参事官一人を増設することとした。(第三〇条及び第三六条関係)

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二二三号）(厚生労働省)

1　年金局及び同局資金運用課の所掌事務より、独立行政法人福祉医療機構が行う承継教育資金貸付けあっせん業務を削除することとした。(第一四条及び第一二七条の二関係)

2　総合政策・政策評価審議官を設置することとした。(第一八条関係)

3　大臣官房に置かれる参事官一人を増員することとした。(第一九条関係)

4　年金局事業管理課から同局事業企画課へ政府が管掌する厚生年金保険の統計等に関する業務を移管することとした。(第一三〇条及び第一三〇条の二関係)

5　本省に置かれる参事官二人を減員することとした。(第一三一条関係)

6　この政令は、平成三〇年七月三一日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二四号）(内閣府本府)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三〇年一〇月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年八月一日とすることとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二五号）(内閣府本府)

1　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

(一)　水道等公共施設等運営事業（水道事業等に係る公共施設等運営事業をいう。以下同じ。）に係る法第一九条第二項各号に掲げる事項

(二)　水道等公共施設等運営事業が開始された日（水道等公共施設等運営事業の開始前に法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出を行う場合にあっては、当該申出を行う日）の属する年度の前年度における特定水道事業等（水道事業等のうち、当該水道等公共施設等運営事業に係る同項に規定する公共施設等を用いて行われたものをいう。以下同じ。）の収支の状況

(三)　前年度における水道事業等に要した費用の額に対する特定水道事業等に要した費用の額の割合

(四)　水道等公共施設等運営事業の収支の見通し

(五)　水道等公共施設等運営事業に関する維持管理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関する事項（附則第二条関係）